

● 引上げ分の地方消費税交付金の使途について（令和3年度決算分）

平成26年4月から消費税率改定に伴う地方消費税交付金の引上げ分については「社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生）」に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度決算における使途については、次のとおりです。

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	166,897千円
（歳出）	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	777,967千円

（単位：千円）

事業名	経費	財源内訳			
		特定財源	一般財源		
			社会保障財源化分の 地方消費税交付金	その他	
社会福祉	社会福祉総務事業	9,067	2,916	5,945	206
	心身障害者等福祉事業	212,066	167,662	42,494	1,910
	老人福祉事業	11,767	9,973	1,794	0
	地域福祉センター事業	4,062	0	871	3,191
	福祉医療事業	45,782	16,724	13,998	15,060
	児童手当事業	126,790	106,980	19,810	0
	保育所事業	25	25	0	0
	災害救助事業	30	0	6	24
	小計	409,589	304,280	84,918	20,391
社会保険	国民健康保険事業	86,271	63,023	18,508	4,740
	後期高齢者医療事業	46,180	34,635	9,907	1,638
	介護保険事業	235,697	13,239	53,564	168,894
	小計	368,148	110,897	81,979	175,272
	母子衛生事業	230	230	0	0
	小計	230	230	0	0
合計		777,967	415,407	166,897	195,663

※1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、令和3年度決算額です。

※2 事務費や事務職員の人件費等は除外してあります。